質問回答書(参加表明書に係るもの)

番号	該当項目	質問	回答
1			建築(意匠)主任担当主任者、建築(構造)主任担当主任者、建築(積算)主任担当主任者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者を、共同企業体を構成する相手となる建築士事務所、もしくは協力事務所から配置することは可能です。
	3. 応募資格等 (2)応募に対する制 限ウ	協力企業体の協定書のフォーマットはありますか。	共同企業体を構成する場合に必要となる協定書の様式は、特に定めておりませんが、共同企業体の名称、事務所所在地、各構成員の商号又は名称、事務所所在地及び構成員の出資比率を明記してください。 別紙2 協定書のひな形を参考にして下さい。
	3. 応募資格等 (1)様式3-③、 様式4	応募者の設計業務の実績において、退職した事務所における 実績(主任技術者として)を記入することで構いませんか?	退職した事務所における実績も記載できます。